

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入の調定)</p> <p>第25条 <u>主管の長は、収入を調定したときは、所属年度、収入科目、金額等を明らかにした書類を作成のうえ、振替伝票を発行し、当該書類を添え企業出納員に送付しなければならない。</u></p>	<p>(収入の調定)</p> <p>第25条 <u>お客様センター所長は、収入を調定したときは収入調定簿に記載し、調定した日ごとに所属年度、収入科目、金額等を明らかにした書類を作成のうえ、経営企画課長に送付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>経営企画課長は、前項の書類に基づいて振替伝票を発行し、当該書類を添え企業出納員に送付しなければならない。</u></p>
<p>(調定の更正)</p> <p>第26条 <u>主管の長は、過誤その他の理由により収入の調定を更正したときは、前条の規定に準じて処理しなければならない。ただし、還付すべき金額が生じたときは、第35条の規定に基づき手続をしなければならない。</u></p>	<p>(調定の更正)</p> <p>第26条 <u>お客様センター所長は、過誤その他の理由により収入の調定を更正したときは、前条の規定に準じて処理しなければならない。ただし、還付すべき金額が生じたときは、第35条の規定に基づき手続をしなければならない。</u></p>

<p>(納入通知書の送付)</p> <p>第27条 <u>主管の長</u>は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正(減額を除く)したときは、直ちに納入義務者に対し納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。</p>	<p>(納入通知書の送付)</p> <p>第27条 <u>お客様センター所長</u>は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正(減額を除く)したときは、直ちに納入義務者に対し納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。</p>
<p>(収入伝票の発行等)</p> <p>第30条 <u>企業出納員</u>は、収入の収納を<u>証する書類に基づいて収入伝票を発行しなければならない。</u></p> <p><u>2 削除</u></p>	<p>(収入伝票の発行等)</p> <p>第30条 <u>お客様センター所長</u>は、<u>納入済通知書に基づいて収納日報を作成し、企業出納員に送付しなければならない。</u></p> <p><u>2 企業出納員は、前項の書類に基づき収入伝票を発行しなければならない。</u></p>

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(上下水道局管理部経営企画課)